

ブルーベリー栽培士資格認定審査委員会細則

第1条 目的

審査委員会規則に定められた事項以外の委員会運営等にかかわる事項は本細則の規定による。

第2条 委員

- (1) 審査委員会の委員は、協会理事の中から協会長が委嘱する
- (2) 第1期の審査委員については栽培士資格認定制度検討委員会を構成した者を協会長が委嘱する

第3条 委員の任期

委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 委員長及び副委員長

- (1) 委員会には委員長と副委員長を置く
- (2) 委員長、副委員長は委員の互選による
- (3) 委員長は会務を統括し、会議の議長を務める
- (4) 副委員長は委員長不在の場合にその職務を代行する

第5条 委員会の召集

委員会の召集は委員長が行い、認定に関する選考審査を委員会に付託する。

第6条 審査の方法

審査は、ブルーベリー栽培士候補者の推薦書について書類審査を行うとともに現地審査を行う。現地審査委員は、委員会が委嘱する。現地審査委員は調査表に従い調査を行うとともに、調査結果を委員会に報告する。審査委員会は推薦書の書類審査および現地審査表の結果を検討して合否を決定する。委員長はその結果を協会長に報告するとともに、適格者を申請する。

第7条 細則の廃止及び改正

本細則の廃止及び改正は理事会で審議し、その承認による。

第8条 事務局

事務局は日本ブルーベリー協会内に置き所定の事務を行う。

付則

本細則は、平成21年度10月3日から施行する